



(第14回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

法人類学と「法意識」(3)

2026年1月

One Asia Lawyers Group
原口 侑子 (日本法)

前回は、「法意識」という目に見えないものを、どのように「法」という規範と絡めて定義づけるか、ここ20年ほどで有力な学説を紹介した。定義づけが難しいからこそ、さまざまな議論が交わされるが、1990年代末に提唱された後、今でも使われている「法意識」の類型について今回は紹介する。

「法意識」は少し前から、「複合的・流動的であるにもかかわらず、あるパターンを有している」と議論され、三形態—「法への順応」「法との関与」「法への抵抗」—に類型化されてきた。これらの形態は社会的行動の次元、すなわち「規範性、制約、能力、そして最後に法の時間と空間」を通じて考察されている (Ewick & Silbey, 1998)。

「法意識」はどのような形態をとるか。

1- 「法の前に立つ」:

法は分離された、形式的で固定されたシステムとして見なされる—予測可能で、階層的で、権威的である。人々はしばしばこの構造を尊重し受け入れるが、その中で無力感や挫折感を抱くこともある。この立場では、法は「公平かつ客観的」なものとして実体化される。「正常」であるというアイデンティティを維持することが一部の人々にとって重要である。法は私利ではなく集団目的のために機能すべきだと考え、警察との接触を避けようとする者もいる。結果として法は「時代を超越した」、「遠隔の」そして「非人間化された」ものとして実体化される。

2- 「法と共にある」:

法は、熟練した個人が自らの利益を推進するために戦略的に利用できる道具またはゲームと見なされる。正当性よりも目標達成の効率性が重視され、競争と戦術的利用が顕著である。この状況下では、合法性は「利用可能で多目的」と見なされ、個人の「自己目的」に奉仕する潜在能力がしばしば認識される。インタビュー対象者は、自らの利益のために法を利用する。ゲームが成功を収めるにつれ、「知識、資源、関心」を持つプレイヤーが増加する。「豊富な経験」を通じて自らの技量を、時間をかけて高める者もいる。

3- 「法に抗して」:

人々は法制度内またはその周辺で「やりくりする」方法、すなわち非公式な抵抗や法制度の回避を説明する。社会的に周縁化された集団によって用いられる、しばしば「二次的適応、戦術、弱者の武器」とラベル付けされる、こうした日常的な抵抗の形態は、限られた力を持つ人々が権威に適応しながら、なお自らの利益を推進したり、アイデンティティを守ったりする方法を反映している。また、「確立された秩序の現実に対する弱者の武器」は社会的空間



となり得ることも指摘されている。あるインタビュー対象者は権力と法を並置し、別の対象者は自らの無力さと直接的な法的保護の欠如を自覚している。

Ewick と Silbey (1998) はこうした類型化をアメリカ市民へのインタビューを経て行った。これらの類型が時と場所を変えても適用可能なものなのかどうかは、今も議論されている。

参考文献

- Chua, L. and Engel, D. 2019. Legal consciousness reconsidered. *The Annual Review of Law and Social Science.* 2019.15:335–53.
- Ewick, P and Silbey, S. S. 1998. *The common place of law : stories from everyday life.* Chicago : University of Chicago Press.
- Lehoucq, E. and Taylor, W. K. 2020. Conceptualizing Legal Mobilization: How Should We Understand the Deployment of Legal Strategies? *Law & Social Inquiry Volume 45, Issue 1, 166–193, February 2020.*
- Liu, S. 2015. *Law's Social Forms: A Powerless Approach to the Sociology of Law.* *Law and Social Inquiry 40 (1): 1-28.* Chicago.
- Merry, S. E. 2010. What is legal culture an anthropological perspective. *Journal of Comparative Law, 5(2), 40-58.*

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>

	<p>原口 侑子 One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia 日本法弁護士</p> <p>2008 年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA 受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。</p> <p>また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。</p>
---	--



	<p>現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（https://www.soas.ac.uk/）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。</p>
--	---